

計算例

3万円を自治体に寄附する場合（給与収入500万円（所得金額346万円）、夫婦共働き子どもなし、所得税の限界税率10%の場合）

【平成27年度までの制度】

寄附金額 30,000 円			
自己負担額	①<<所得税分>> 所得控除による軽減※1	②<<市・県民税分>> 税額控除（基本分）※1	③<<市・県民税分>> 税額控除（特例控除分） 市・県民税所得割額の10%が限度
2,000 円	2,858 円	2,800 円	22,342 円
軽減額 28,000 円			

【平成28年度からの制度】

<確定申告をする場合>

寄附金額 30,000 円			
自己負担額	①<<所得税分>> 所得控除による軽減※1	②<<市・県民税分>> 税額控除（基本分）※1	③<<市・県民税分>> 税額控除（特例控除分） 市・県民税所得割額の 20% が限度
2,000 円	2,858 円	2,800 円	22,342 円
軽減額 28,000 円			

<ワンストップ特例制度の場合>

控除額の計算、限度額は、確定申告を行った場合と変わらず、所得税の軽減分が、市・県民税（申告特例分）から軽減される。

寄附金額 30,000 円			
自己負担額	④<<市・県民税分>> 税額控除（申告特例分）	②<<市・県民税分>> 税額控除（基本分）※1	③<<市・県民税分>> 税額控除（特例控除分） 市・県民税所得割額の 20% が限度
2,000 円	2,858 円	2,800 円	22,342 円
軽減額 28,000 円			

①の計算式

$$(30,000 - 2,000) \times 10\% [\text{所得税の限界税率}] \times 1.021 \times 2 = 2,858$$

②の計算式

$$(30,000 - 2,000) \times 10\% = 2,800$$

③の計算式

$(3,460,000 - 330,000)$ [課税総所得金額] - $50,000$ [人的控除額の差 (このケースでは、基礎控除の差額 5 万円分のみ) の合計額] = $3,080,000$. . . 上記表より割合は 79.79%

$$(30,000 - 2,000) \times 79.79\% = 22,342$$

④の計算式

$3,460,000 - 330,000$ [課税総所得金額] - $50,000$ [人的控除額の差の合計額] = $3,080,000$. . . 上記表より割合は 10.21 / 79.79

$$22,342 \times (10.21 / 79.79) = 2,858 \text{ 円}$$

※1 対象となる寄附金額は、所得税の場合、総所得金額等の 40%が限度であり、市・県民税 (基本分) の場合は、総所得金額等の 30%が限度

※2 平成 25 年度から平成 49 年度までの間、東日本大震災に係る復興特別所得税 (税率 2.1%) が課税